平成３０年（フ）第１４号
福岡市南区長丘３丁目16番２号
破産者　古池　純平
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２０号
福岡市東区松田３丁目20番27―605号、前住所大分県中津市中殿町３丁目25番地６　ロフティ中津駅前206号
破産者　中田　淳子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８０号
福岡市東区御島崎１丁目18番506号、前住所福岡市東区千早５丁目４番25―317号
破産者　宮崎麻衣子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２００号
福岡市南区野多目５丁目34番１－１号
破産者　木村　康臣
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３３号
福岡市博多区昭南町１丁目１番13号
破産者　臼井　栄一
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２３９号
福岡市博多区博多駅前１丁目21番20―1002号
破産者　高取　恒夫
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７５号
兵庫県宝塚市安倉中１丁目６番１号　グリーンハイツテラモト101、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡志免町別府１丁目15番30号　ベルメゾン202号
破産者　パティスリーペルルこと　松田　達宏
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８６号
福岡市東区三苫５丁目４番10―407号、前住所福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目27番１号
破産者　山田佐知子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９４号
福岡市博多区御供所町２番48―401号
破産者　石岡　由美
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０４号
福岡市東区多々良２丁目10番31号
破産者　釘宮　健治
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８８号
福岡市城南区東油山３丁目19番106号、前住所福岡市博多区半道橋１丁目２番20―102号
破産者　佐藤　敏行
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３２号
福岡市早良区藤崎１丁目１番１―502号、前住所福岡市早良区室見４丁目１番22―613号
破産者　西久保　賢
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５５号
福岡市東区多々良１丁目15番23―101号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区多々良１丁目41番17号
破産者　深町　久重（旧姓藤原）
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７号
福岡県京都郡苅田町大字苅田2921番地６
破産者　ＡＯＺＯＲＡＹＡ（あおぞら屋）こと　木村しのぶ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２４０４号
札幌市中央区北３条西30丁目３番２－101号
破産者　吉澤　裕一
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
仙台市宮城野区大梶12番23―510号
破産者　小泉　敬市
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
仙台市太白区郡山８丁目21番14号
破産者　伊勢てつ子
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
福島県いわき市小名浜南富岡字富士前35　レオパレス南富岡204、開始決定時の住所茨城県水戸市堀町908番地の２　ハーモニーホリ103号
破産者　小澤　将吉
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所